

○通商産業省告示第72号

システム監査企業台帳に関する規則を次のように定める。

平成3年3月8日

通商産業大臣 中尾栄一

システム監査企業台帳に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、システム監査企業台帳を作成し、これを利用する者の閲覧に供することにより、システム監査の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「システム監査」とは、経済産業省が定めるシステム監査基準に則って行うシステム監査をいう。

2 この規則において「システム監査企業」とは、他人の求めに応じてシステム監査基準に基づきシステム監査を行う者（個人事業主を含む。）をいう。

(申告)

第3条 システム監査企業は、経済産業大臣に対しそのシステム監査の概要等を申告することができる。

2 第1項の申告は、別紙様式の申告書により行うものとする。

(システム監査企業台帳)

第4条 経済産業大臣は、前条の申告書の別紙をシステム監査企業台帳（以下「台帳」という。）として取りまとめ、これを利用する者の閲覧に供するものとする。

(変更)

第5条 第3条の申告をした者は、毎年1回、6月1日から6月30日までの間に、経済産業大臣に対し、変更を申告しなければならない。

2 第3条の申告をした者は、その申告内容に重大な変更があった場合には、速やかに経済産業大臣に対し変更の申告をしなければならない。

3 第3条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

(誤りの申出等)

第6条 何人も、台帳に記載されている事項に誤りがあると認めるときは、経済産業大臣に対しその旨を申し出ることができる。

2 経済産業大臣は、前項の申出があった場合において、必要があると認めるときは、その申出に係る事項について調査を行うものとする。

(台帳の抹消等)

第7条 経済産業大臣は、第3条の申告をした者が次の各号の一に該当するときは、台帳の当該システム監査企業に係る部分を抹消することができるものとする。

一 第5条第1項の規定による申告を行わなかったとき。

二 システム監査企業でなくなったとき。

2 経済産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、台帳に係る部分の全部若しくは一部を訂正し、又は抹消することができるものとする。

一 第3条又は第5条第1項若しくは第2項の申告が虚偽であることが明らかとなったとき。

二 第3条の申告をしたシステム監査企業の申告内容等に重大な変更があったことが明らかとなった場合であって、第5条第2項の申告がないとき。

三 前条第2項の調査を拒んだとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。